



山形県公報

令和4年11月1日(火)
第351号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(コロナ収束総合企画課) ……1059

告 示

- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……1062
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用・産業人材育成課) ……同
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……1065
- 収用又は使用の手続が保留された土地の手続の開始……………(県土利用政策課) ……1066
- 道路の指定……………(建築住宅課) ……1067

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………同

規 則

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第38号

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和41年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「もの。」を「ものとする。」に、「3.2センチメートル」を「3センチメートル」に改める。

第5条第1項中「失なつた」を「失つた」に改め、同条第2項中「3.2センチメートル」を「3センチメートル」に改め、同条第3項中「失なつた」を「失つた」に改める。

別記様式第1号の2の別紙中

「	(8)	開店時間外で相談できる時間		」を
	(9)	地域連携薬局の認定の有無		
「	(10)	専門医療機関連携薬局の認定の有無		」に、
		専門医療機関連携薬局の認定の区分		

		⑥昇降機の有無		を
(7)	受動喫煙を防止するための措置			

		⑥昇降機の有無		に、
--	--	---------	--	----

		医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否		を
--	--	-----------------------------	--	---

		医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否		に、
		オンライン服薬指導の実施の有無		
		電磁的記録をもって作成された処方箋の受付の可否		

「薬剤情報を記載するための」を「患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる」に、「薬剤情報を電磁的記録により記載するための」を「患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもって一元的かつ経時的に管理できる」に、

		退院時の情報を共有する体制の有無		を
--	--	------------------	--	---

		入院時の情報を共有する体制の有無		に、
		退院時の情報を共有する体制の有無		

(3)	情報開示の可否			を
(4)	症例を検討するための会議等の開催の有無			
(5)	前年に処方箋を応需した患者の数（延べ数）			
(6)	前年に医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数			
(7)	前年に健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数			
(8)	前年に患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数			
(9)	患者満足度の調査	患者満足度の調査の実施の有無 患者満足度の調査の結果の提供の有無		

(3)	感染防止対策の実施の有無		
(4)	情報開示の可否		
(5)	症例を検討するための会議等の開催の有無		
(6)	前年の患者の数（延べ数）		
(7)	前年に医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数		
(8)	前年に健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数		
(9)	前年に患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数		
(10)	患者満足度の調査	患者満足度の調査の実施の有無 患者満足度の調査の結果の提供の有無	

3 地域連携薬局等に関する事項	(1) 地域連携薬局	地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数	
		省令第10条の2第2項第2号に基づき、医療機関に情報を共有した回数	利用者が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数
			利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数
			その他医療機関に情報を共有した回数
		休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	
		在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数	
		麻薬に係る調剤を行った回数	
		無菌製剤処理に係る調剤を行った回数	当該薬局において実施した回数
			他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数
			他の薬局を紹介する等により実施した回数
	地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数		
	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数		
	(2) 専門医療機関連携薬局	傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数	
		省令第10条の3第3項第2号に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した回数	
休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数			
在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数			
麻薬に係る調剤を行った回数			
地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数			
地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数			

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第854号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。
 令和4年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院	山形市沖町79番1	令和4年11月7日から 令和7年11月6日まで
山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号	令和4年12月1日から 令和7年11月30日まで

山形県告示第855号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和4年10月19日次のとおり通知があった。

令和4年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

2 期 間

令和4年11月9日以降事件解決の日まで

3 場 所

- 医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立病院 鶴岡市文園町9番34号
- 医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立リハビリテーション病院 同 上山添字神明前38番地
- 医療生活協同組合やまがた
協立大山診療所 同 大山二丁目26番3号
- 医療生活協同組合やまがた
協立三川診療所 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
- 医療生活協同組合やまがた
住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき 同
- 医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立病院附属クリニック 鶴岡市文園町11番3号
- 医療生活協同組合やまがた
メディカルフィットネスVIVID 同
- 医療生活協同組合やまがた
協立歯科クリニック 同 日枝字海老島159番地1
- 医療生活協同組合やまがた
訪問看護ステーションきずな 同
- 医療生活協同組合やまがた
ひとみ保育園 同
- 医療生活協同組合やまがた
協立ケアプランセンターふたば 同 双葉町13番45号
- 医療生活協同組合やまがた
包括支援センターわかば 同
- 医療生活協同組合やまがた

協立ショートステイセンターふたば	同	日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた		
介護療養型老人保健施設せせらぎ	同	文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた		
小規模多機能型住宅介護事業かがやき		東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた		
サポートセンターあさひ		鶴岡市熊出字日鑑31番地3
医療生活協同組合やまがた		
グループホーム和楽居	同	日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた		
小規模多機能施設くしびき	同	上山添神明前42番1号
医療生活協同組合やまがた		
しろにし診療所		山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた		
居宅介護支援事業所虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同	北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた		
デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同	民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同	
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同	
社会福祉法人山形虹の会		
グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
特別養護老人ホームかけはし	同	99番地1
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会		
有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会		
訪問看護ステーションスワン	同	5番23号
医療法人健友会		
認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	2番21号
医療法人健友会		
介護予防特化型通所介護あゆみ	同	5番23号
医療法人健友会		
本間なかまちクリニック	同	4番12号
医療法人健友会		

本間病院	同	5番23号
医療法人健友会 本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会 介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会 酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会 高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号
酒田健康生活協同組合 健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院 小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会 至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会 わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会 地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会 介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会 サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会 至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会 篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会 かみのやま病院		上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会 介護老人保健施設かなやの里	同	

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第856号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称	区 分		利 用 料 金	
展示研修施設	企画展示室	入場料金を徴収しない場合		1時間当たり 120円
		入場料金を徴収する場合		1時間当たり 500円
	研修室			1時間当たり 690円
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1日当たり 19,940円
		上記以外の場合		1日当たり 39,880円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり 2,700円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり 4,050円
			3か月券による利用の場合	1人3か月当たり 8,100円
		シーズン券による利用の場合	1人当たり 10,800円	

		ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	220円
		上記以外の場合	1人1日当たり	270円
	上記以外の場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり	5,400円
		1か月券による利用の場合	1人1か月当たり	8,100円
		3か月券による利用の場合	1人3か月当たり	16,200円
		シーズン券による利用の場合	1人当たり	21,600円
		ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	440円
		上記以外の場合	1人1日当たり	540円

備考

- 1 この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。
- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。
- 4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。
- 5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和4年11月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第857号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、同法第31条の規定に基づき収用又は使用の手続が保留されている土地について、次のとおり収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和4年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

3 収用又は使用の手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

飽海郡遊佐町吹浦字小谷地、字物見峠、字林ノ内、字大黒坂中道、字大黒坂道東、字大黒坂道西、字布倉、字内林、字貉堂、字寺屋敷、字小屋林道東、字小屋林道西、字戸ノ内田、字由豆佐山、字笠森、字滝ノ脇、字南田、字内田、字水坪、字谷地ノ子及び字越坂地内

(2) 使用の手続が開始される土地

飽海郡遊佐町吹浦字小谷地、字物見峠、字大黒坂道西、字布倉、字内林、字由豆佐山、字笠森、字滝ノ脇、字南田、字内田、字水坪、字谷地ノ子及び字越坂地内

4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

遊佐町役場

山形県告示第858号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び村山市役所において縦覧に供する。

令和4年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定に係る道路

路線名	位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
村山都市計画道路 3・4・4号楯岡東根温泉線	起点 村山市楯岡楯3702-2地内	18.0	497.9
	終点 村山市楯岡荒町一丁目5121-2地内		

2 指定年月日 令和4年10月24日

企 業 局 関 係**規 程****山形県企業管理規程第5号**

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月1日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。
第35条中「山形市及び鶴岡市」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

令和4年11月1日印刷
令和4年11月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県